

## 第19回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成21年5月20日(水)

15:00～17:00

議事堂 601特別委員会室

### 1 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例について

#### (1) 執行部意見聴取

#### (2) 討議

### 2 その他

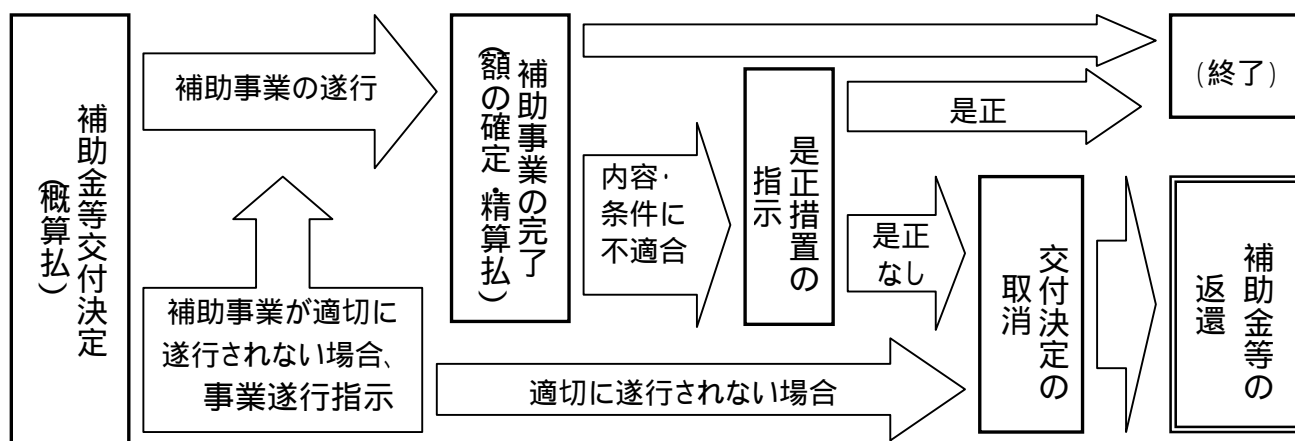
添付資料

執行部資料

資料1

三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の一部を改正する  
条例案（座長案）

## 補助金等の返還について



### 1 補助金等（補助金、負担金、利子補給金他相当の反対給付を受けない交付金）の交付決定の取消

#### (1) 事業遂行、是正措置の指示

補助事業の遂行状況報告、立入検査等により、交付決定の内容及び条件に従って補助事業が遂行されていない場合には、補助事業の遂行又は一時停止の指示を行う。

（三重県補助金等交付規則第11条）

この場合、即交付決定の取消とはしない。事業の公益性を認めて採択した以上、事業遂行の可能性がない場合を除き、極力事業を完成させるよう措置すべきであるため。補助事業等の完了報告書により、交付決定の内容及び条件に適合しないと認められる場合には、是正措置の指示を行う。（第14条）

#### (2) 交付決定の取消

補助事業等の遂行について具体的な義務違反が認められる場合、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。（第16条第1項各号）

- ・ 偽り又は不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- ・ 補助金を他の用途へ使用したとき。
- ・ 補助金等により取得等した財産について、知事の承認なく補助金等の交付目的に反して使用、譲渡、貸付け又は担保に供したとき。
- ・ 正当な理由なく報告、調査を拒んだため補助事業等の内容が確認できないとき。
- ・ 補助金交付決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき。

## 2 補助金等の返還

補助金等の交付決定を取り消した場合は、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(第17条第1項)

- 額の確定時における過払い分の返還(第17条第2項)
- 間接補助金における返還期限延長及び返還免除の特例(第17条第3項)
- 加算金及び延滞金(第18条)
- 他の補助金等の一時停止(第19条)

## 3 補助金の返還請求権の消滅時効

補助金適正化法における補助金交付決定取消権及び補助金の返還請求権の消滅時効は、公法上の金銭債権として5年と解される(全訂新版補助金適正化法解説264頁)が、県単の補助金については判例・学説によると私法契約のため時効は10年であり、国庫補助を受けて行う補助については5年となる。

## 4 補助金の返還事例

会計検査等において、補助事業対象外の物品が含まれていたことが判明した場合等には、交付決定の一部取消が行われ、補助金を返還させている。

## 県の補助金における暴力団排除規定に対する考え方

### 1 暴力団排除の考え方

県においては現在、公金が暴力団の資金源となることを防ぐため、工事・物件関係契約、指定管理者、生活保護、県営住宅等において暴力団関係者の排除措置を実施している。

一方、補助金の交付に関しては、国、都道府県において暴力団排除措置を講じている事例はない。しかしながら、県の交付する補助金から暴力団関係者を排除すべきという基本的な考え方は工事契約等と同じであり、このたび暴力団排除に関する制度を関係機関と協力して導入するものである。

導入にあたっては、県が補助金等を交付する直接の相手方から暴力団関係者の排除をするものとする。（3月30日条例検討会提出資料2「ケース1」）

また、適用については、補助事業者について法律上暴力団を排除しているもの、治療等に対する給付など生命・身体等に関する補助金、国の制度に基づく補助金で県の裁量が制限されているものを除き適用することとする。

（暴力団排除の適用を除く例）

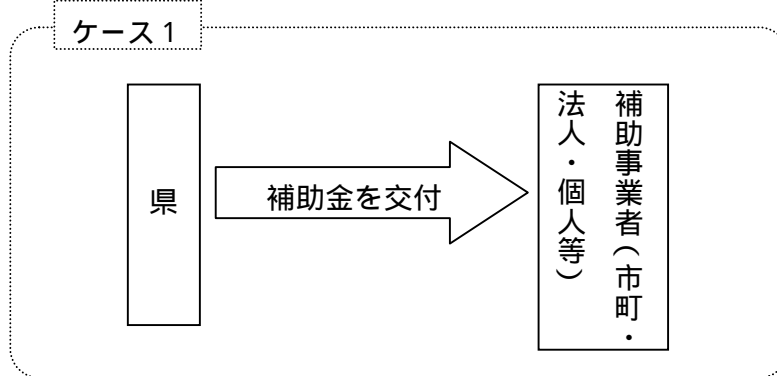
- ・市町を補助事業者として交付する補助金
- ・公益的法人を補助事業者として交付する補助金
- ・特定不妊治療費補助金
- ・小児慢性特定疾患治療研究事業費補助金

など

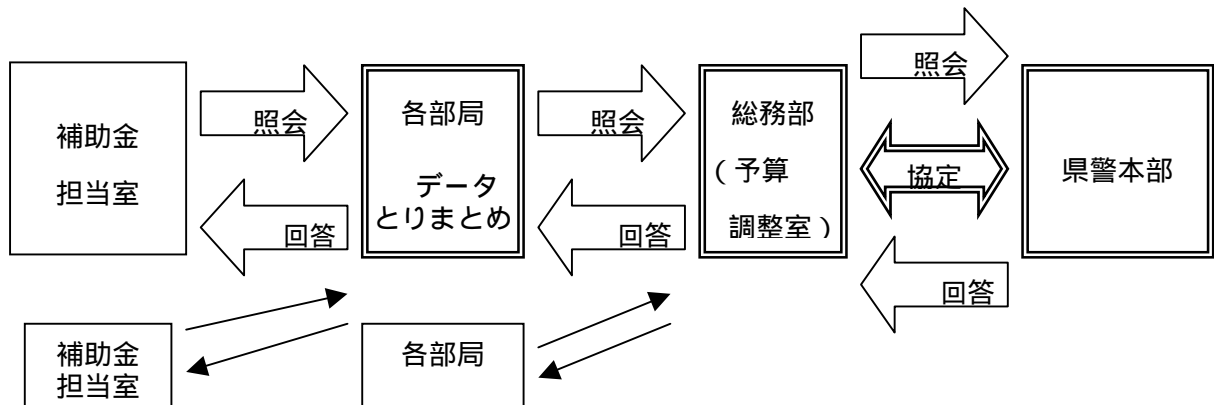
国の制度に基づく補助金で県の裁量が制限されるものは、現在、国と調整中。

## 2 具体的な事務の流れ

(1)【ケース1】への対応（県が補助金等を交付する直接の相手方から暴力団関係者の排除）



補助金交付における事前照会フロー（案）（別紙1参照）



補助金交付手続き時に県警本部への照会を行う場合には、照会情報を効率的に取り扱い、かつ、情報管理を確実にを行うため、部ごとにデータのとりまとめを行う。また、総務部と県警本部が協定を締結して照会を実施するものとする。

照会の結果、暴力団排除基準に該当すると判明した場合には、交付決定を行わない。

なお、県警本部への照会依頼に際しては、電子ファイル化、照会の一括化（月数回にまとめて行う）など、事務量の軽減を図るとともに、各部局の窓口一本化や事務手順の作成により、情報管理の徹底を図る。

<警察本部への事前照会の件数見込み（平成20年度）>

	補助事業数		交付申請件数 (見込み) *1 (件)	事前照会対象者数 (見込み) *2 (人)
		うち 事前照会 対象補助 事業数		
政策部	23	9	20	129
総務部	1	0	—	—
防災危機管理部	7	2	2	14
生活・文化部	44	6	56	260*3
健康福祉部	167	34	297	1181*3
環境森林部	49	27	1440	1256
農水商工部	168	38	144*4	392*4
県土整備部	19	4	6	106
教育委員会事務局	21	2	4	4
計	499	122	1969	3342

\*1 補助金の交付申請を行う団体、個人の数

\*2 交付申請を行う団体の役員（申請者が団体の場合）、申請者本人（申請者が個人の場合）

\*3 1団体あたり役員5名として試算したものを含む。

\*4 未定分10件の見込み数を含まない。

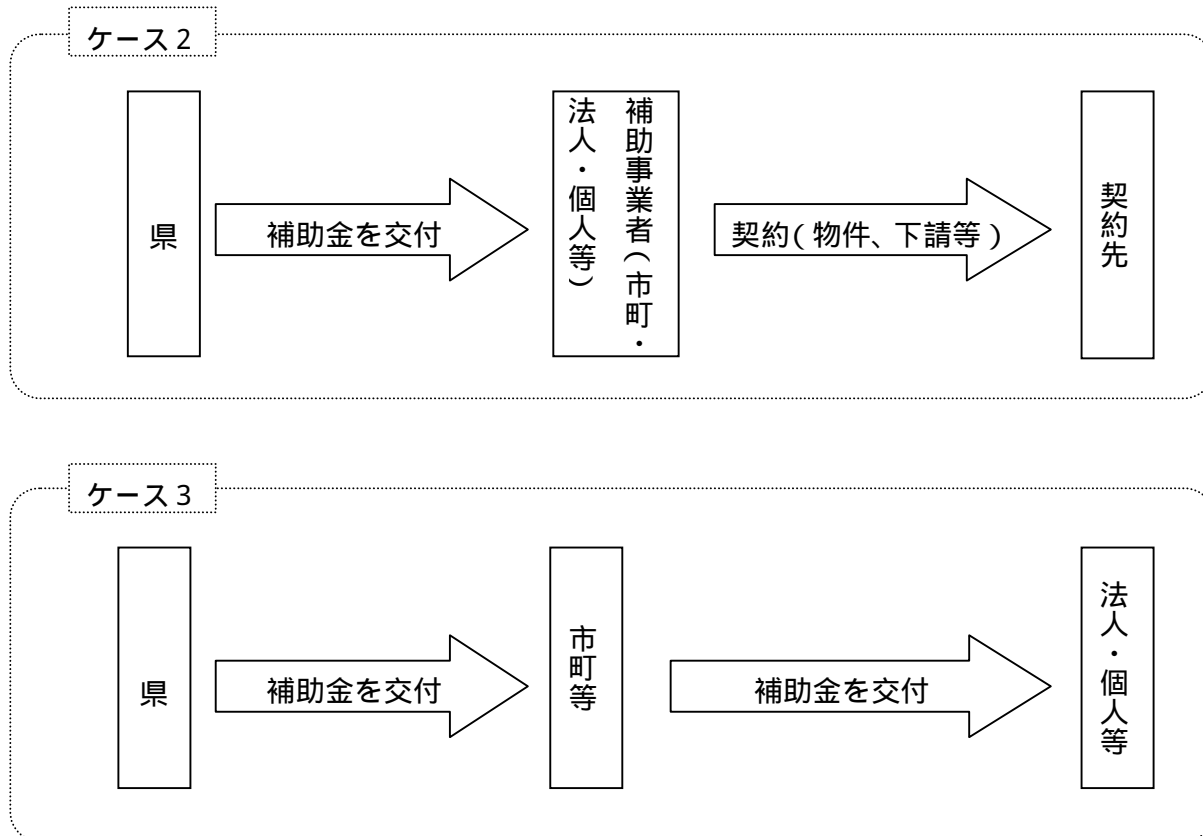
※ 国庫補助金については、県の裁量により暴力団排除措置を設けることができるか確認中のため、事前紹介対象補助事業数に含まれない。

②事後発覚の対応

補助金交付決定後に県警本部から暴力団排除基準に該当する旨の通報があった場合には、暴力団排除の指示など必要な対応を行い、排除が不可能な場合には補助金交付決定を取消できるものとする。

なお、県警本部からの通報がどの部局対象なのか不確かな場合には、総務部（予算調整室）に協議を行うものとする。

(2)【ケース2】【ケース3】への対応の困難性



ケース2及びケース3への対応の困難性

交付申請時には契約先(市町による補助先等)が未定であることが多く、契約先が暴力団排除基準に該当するか否かが判明するまで交付決定ができないとすると、補助金事務の執行がきわめて困難となる。

このため、県警本部への事前照会は補助事業者(適用除外あり)についてのみ行い、契約先の事前照会は行わない。

事後発覚の対応については、下請け(契約先、市町による交付先)の情報を管理していないため、対応が不可能。

なお、物件・工事関係においても同様の理由により、ケース2、3共に下請け等の事前照会、事後発覚対応は行っていない。

### 3 不当介入への対応（別紙 2～6 参照）

補助事業の遂行にあたって、暴力団等からの不当介入があった場合には、次のとおり対応する。（物件、工事関係と同様）

補助事業者に対し、不当介入があった場合に警察への通報及び捜査協力並びに県への報告を義務づける。

補助事業者が の報告を怠った場合には、義務違反として交付決定取消などの措置をとることができるものとする。

不当介入を理由とする交付決定の修正等の措置を行う場合、補助事業の中断、延長期間の妥当性等について県警本部と協議を行う。

### 4 条例、規則、要綱等の規定

#### （1）補助金条例における規定

補助金条例に規定する場合は、「各補助金の趣旨・交付目的・制度上困難なものを除き、暴力団を排除する」という趣旨の条文など、補助金の性質上排除規定が適切でないものにまで義務づけとならないよう規定する必要がある。

#### （2）補助金交付規則における規定

補助金条例に規定する場合は、現行の補助金交付規則で暴力団排除措置の運用が可能であるため、改正しない。

#### （3）各補助金要綱等における規定（暴力団排除要綱、各補助金交付要領等）

物件、工事関係契約と同様に要綱を策定し、暴力団排除措置として交付決定における県警本部への事前照会、通報による発覚への対応、不当介入への対応を規定する。

### 5 その他

#### （1）補助金の返還請求権の消滅時効

補助金適正化法における補助金交付決定取消権及び補助金の返還請求権の消滅時効は、公法上の金銭債権として5年と解される（全訂新版補助金適正化法解説 264 頁）が、県が独自に交付する補助金については判例・学説によると私法契約のため時効は10年となっている。従って、国庫補助制度に基づく補助金の消滅時効は5年、県単独補助金は10年となる。

#### （2）運用の見直しについて

運用開始後一定時期に暴力団排除措置の実効性について検証し、必要に応じ見直しを行う。

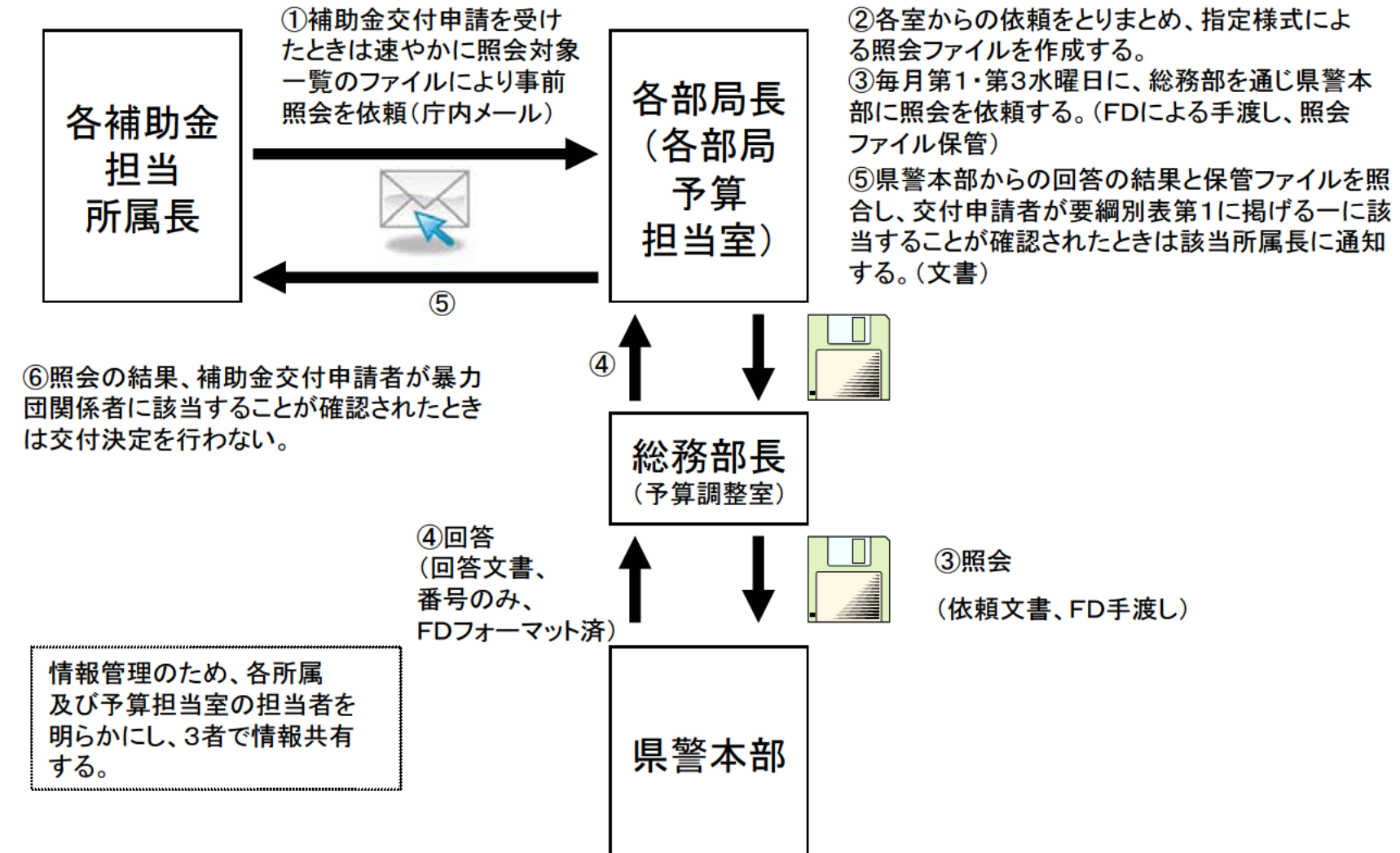


## 6 今後のスケジュール

暴力団排除措置の実施に際し、機密情報の管理、要領・運用マニュアルの制定、担当者説明会など周知徹底を行い、運用開始したい。

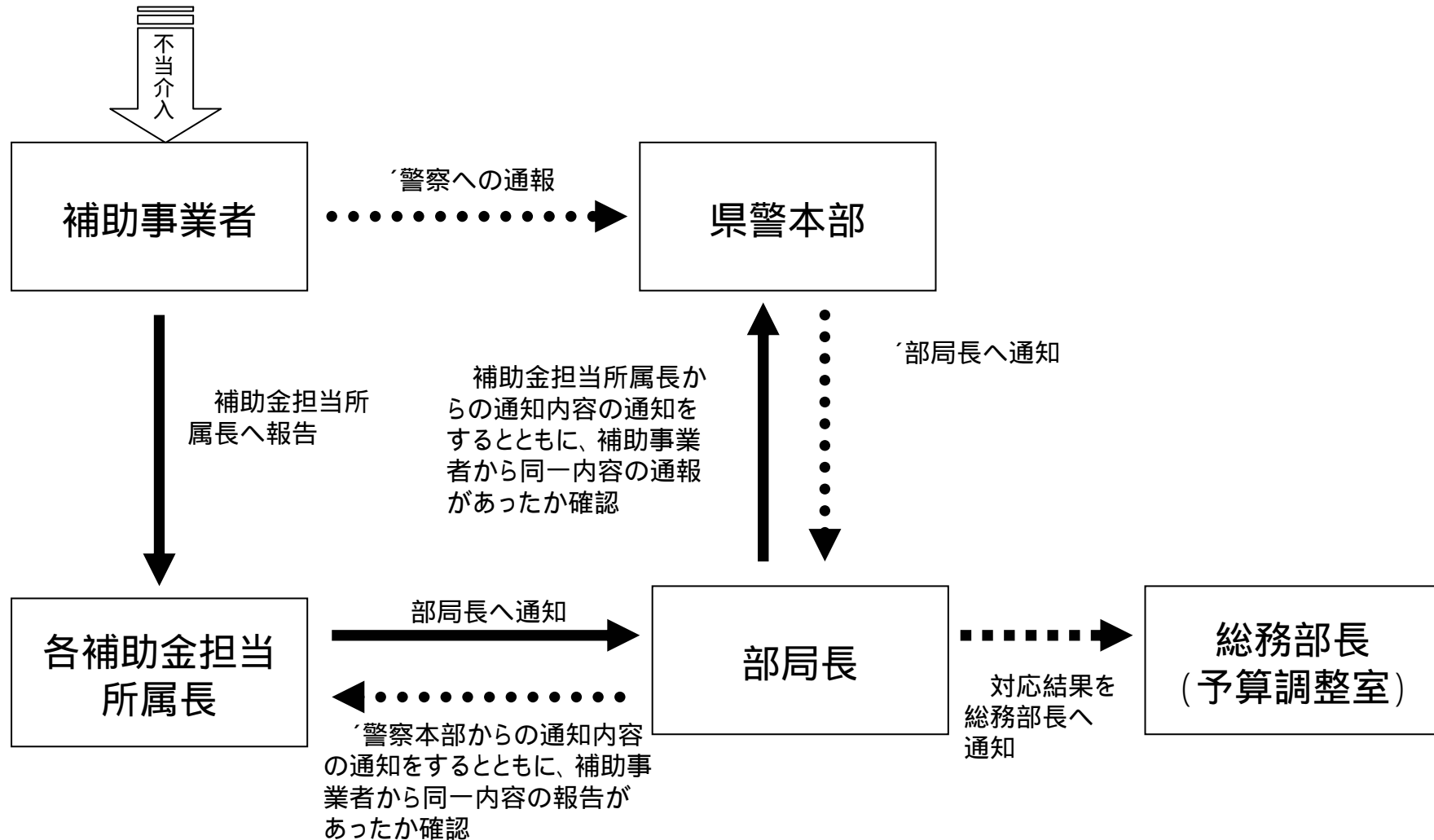
6月	条例改正議決
7月～9月	暴力団排除要綱の制定、県警本部との協定締結 補助金要綱、要領等の改正 マニュアル等完成 不当介入の対応についての補助金担当者研修会
9月末	施行

➤ 警察等関係行政機関へ照会するとき



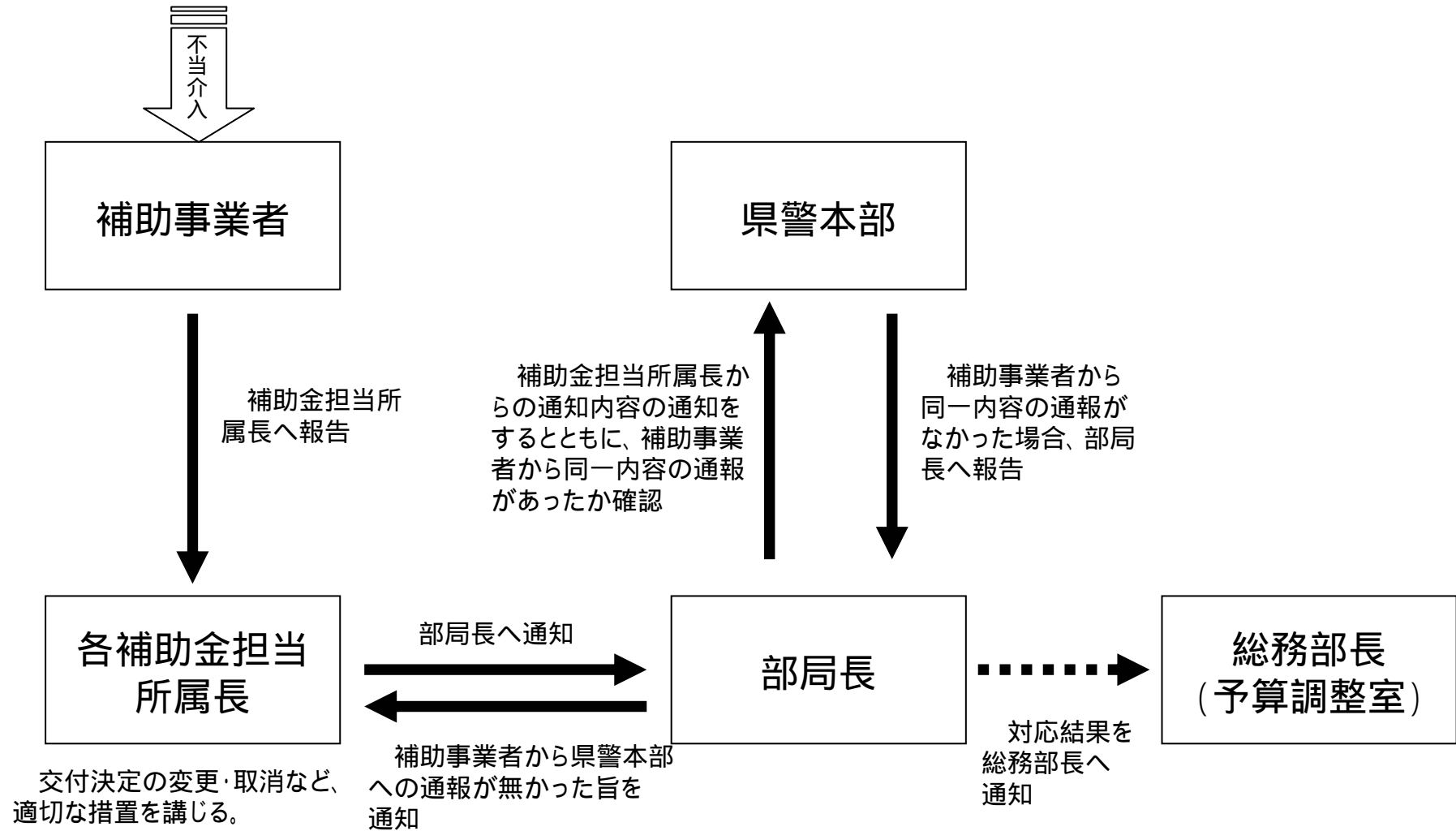
# 不当介入に対する措置

(1) 補助事業者が警察への通報及び補助金担当所属への報告を行ったとき



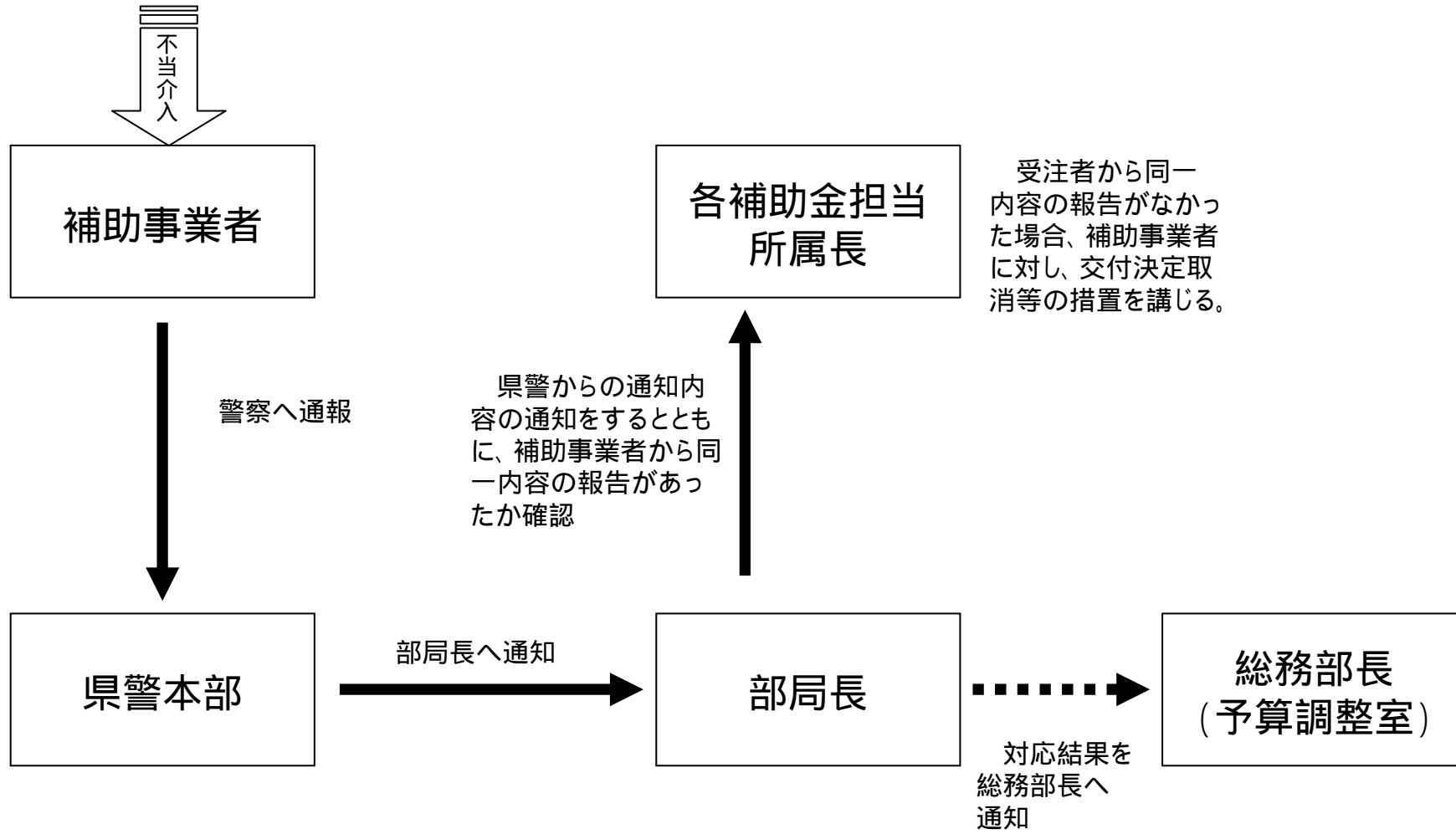
# 不当介入に対する措置

(2) 補助事業者が警察への通報を怠った場合



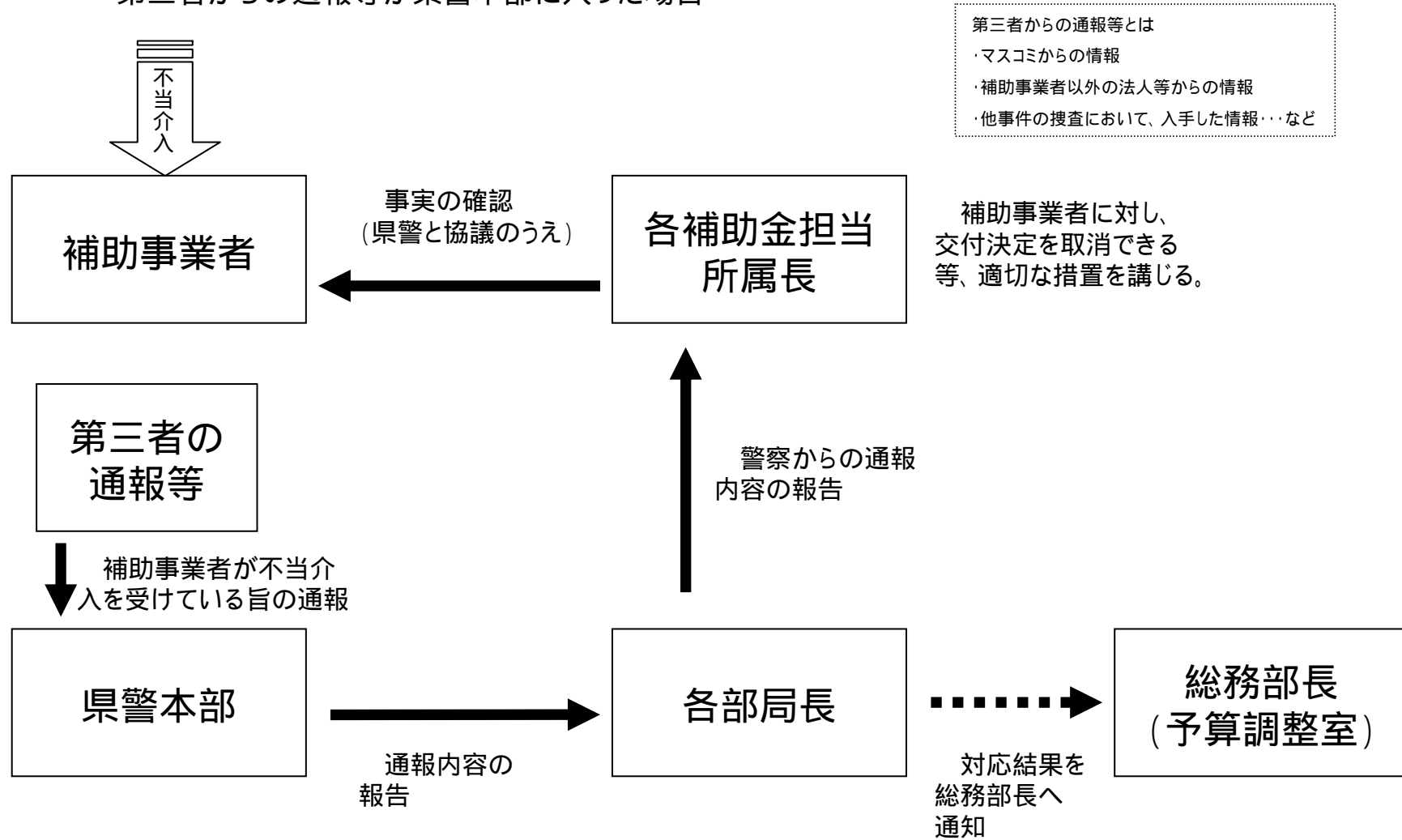
# 不当介入に対する措置

(3) 補助事業者が補助金担当所属長への報告を怠った場合



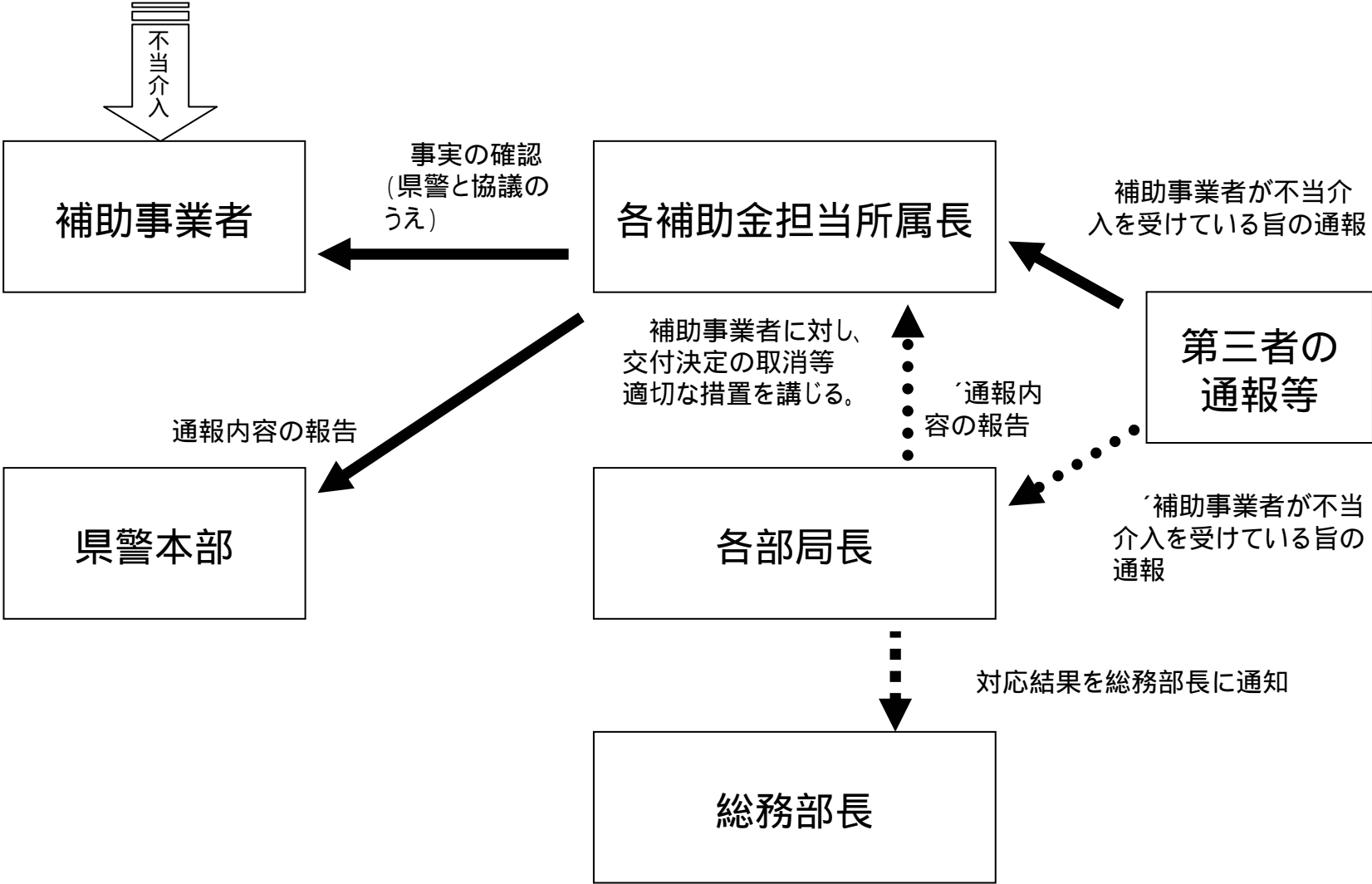
# 不当介入に対する措置

(4) 補助事業者が警察への通報及び補助金担当所属長への報告の両方を怠った場合  
第三者からの通報等が県警本部に入った場合



# 不当介入に対する措置

(4) 補助事業者が警察への通報及び補助金担当所属長への報告の両方を怠った場合  
第三者からの通報等が部局長又は補助金担当所属長に入った場合



三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例（平成十五年三月十七日  
三重県条例第三十一号）（抄）【座長案】

（年次報告）

第八条 知事は、毎会計年度終了後六月以内に、その年度における補助金等の実績につき、次に掲げる事項を年次報告として取りまとめ、議会に提出するとともに、公表しなければならない。

一～六 （略）

2 （略）

（議会の措置等）

第九条 （略）

2～8 （略）

（暴力団等の排除）

第九条の二 県は、補助金等を暴力団等に交付することのないよう、各補助金等の交付の目的、趣旨等を勘案しつつ、必要な措置を講ずるものとする。

（補助事業者等の情報公開）

第十条 補助金等の交付を受ける補助事業者等で、一の年度における一の補助事業等に対する補助金等の交付の決定の額の合計が七千万円以上となったものは、当該七千万円以上となった日から当該補助事業等の完了の日後二年を経過する日までの間、当該補助金等及び当該補助事業等に係る情報の公開に努めるものとする。

（委任）

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。